長崎市老人福祉施設指定管理者募集に関する質問回答（１回目）

応募者説明会にて受け付けました質問に関する回答は、次のとおりです。
なお、回答はホームページにも掲載しております。
https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/121000/121200/p042555.html

※質問のあった順に掲載

質問事項	質問内容	回答
募集要項「１１　申請書類」【共通】の９について	収支計算書、事業報告書、法人税確定申告書等については、いずれも前3事業年度分の提出が必要なのか。	申請団体の収支状況等を確認して、指定管理業務の履行が可能であるかを判断するために、収支計算書、事業報告書、法人税確定申告書及びその他（団体の事業及び経営の状況を明らかにしたもの）書類の全てにおいて、前3事業年度の提出を求めています。
施設の備品購入について	物品について、金額等によって備品や消耗品の区別があるようだが、どのようになっているのか。	長崎市会計規則第59条における物品の分類は次のとおりです。（一部抜粋） (1) 備品 ア その性質又は形状を変えることなく長期間継続して使用し、又は保管することができるものであり、かつ、一品又は一組の価格（購入したものにあつてはその購入価格、その他のものにあつては見積価格とする。以下同じ。）が５万円以上のもの。ただし、別に指定する物品については、この限りでない。　（例：机、椅子など） イ その性質としては消耗性のものであつても形状が永続性のある標本、陳列品その他これらに類するもの (2) 消耗品 ア 消耗し、又は毀損し易いもの イ 長期間の保管に堪えないもの ウ 実験用材料として使用するもの エ 販売、贈与又は支給を目的とするもの

質問事項	質問内容	回答
	備品は市が購入し、消耗品は指定管理者が購入するということになるのか。	老人福祉施設を指定管理者制度で運営するにあたり、長崎市は必要な備品や消耗品を当該施設に配置しています。 各老人福祉施設において、運営に必要な備品（例：机・椅子など）や消耗品（例：電話機、掃除機など）については、すでに備えており、備品、消耗品にかかわらず故障や劣化に応じて長崎市において買い換えを実施します。 その他購入が必要となるものがあり、判断に迷う場合には、所管する総合事務所に問合せいただくようお願いします。